

引越しの手続きガイド

ガイドブックの上手な使い方

「引越しの手続きガイド」には、転居にともなう各種手続きの具体的な方法と手順をまとめました。

「引越便利ガイド」と対応しています。各項目のうしろに、(P16)とあるのは、「引越便利ガイド」16ページにある項目という意味です。

チェック・スペースがあります。終わった手続きは、□にレとするか、⁹/₁₆のように日付を記入しておくとう便利です。「引越便利ガイド」と共通のマークをつけました。手続き、手配に、どうしたらいいのかがひと目でわかります。

- ☎ 日通で取り扱えること。
- 👤 持参します。
- ☎ 電話をかけて手続きします。
- !! 行って手続きします。
- 〒 郵送します。
- 📞 連絡します。

手続きの内容は平成3年11月時点の調査によるものです。また、地域によって多少異なる場合があります。

引越しの手続きガイド目次

1. 公立小・中学校の転校の手続き	26	23. 郵便局・簡易保険の住所変更の手続き	29
2. 高等学校の転校の手続き	26	24. 銀行・普通預金の解約・住所変更の手続き	29
3. 住宅・都市整備公団の転居の手続き	26	25. 銀行・定期預金の住所変更の手続き	29
4. 電話移設の手続き	26	26. 銀行・公共料金などの自動引落しの手続き	29
5. 電力会社の手続き	26	27. 銀行ローン・クレジットの手続き	29
6. ガス会社の手続き	27	28. クレジット会社の手続き	29
7. 水道局(下水)の手続き	27	29. 不動産登録の住所変更の手続き	29
8. くみとりの手続き	27	30. 生命保険の住所変更の手続き	29
9. 粗大ゴミの手続き	27	31. 火災保険・地震保険(建物・家財)の手続き(本P7)	30
10. NHKの手続き	27	32. 自動車保険・傷害保険などの住所変更の手続き	30
11. 区市町村役所の転出・入居の手続き	27	33. 株券の住所変更の手続き	30
12. 印鑑登録の消去と登録の手続き	28	34. ペット輸送の手続き	30
13. 国民健康保険の手続き	28	35. 乗用車回送の手続き	30
14. 国民年金の住所変更の手続き	28	36. 運転免許証の住所変更の手続き	30
15. 老齢・通算老齢年金の手続き	28	37. 自動車の登録変更の手続き	31
16. 母子・準母子・障害・遺児年金、 母子・準母子・障害・老齢福祉年金の手続き	28	38. 自動二輪車(251cc以上)の登録変更の手続き	31
17. 児童手当の手続き	28	39. 軽二輪車(126cc~250ccまで)の記載変更の手続き	31
18. 母子手帳の手続き	28	40. 原動機付自転車(50cc~125ccまで)の 車両番号交付の手続き	31
19. 畜犬登録の手続き	28	41. 軽自動車の住所変更の手続き	31
20. 保健所の手続き	28		
21. 郵便局・転居届の手続き	28		
22. 郵便貯金の住所変更の手続き	28		

取材に際し下記の官公庁・企業にご協力いただきました。

東京都庁・教育庁・水道局中央支所 東京都千代田区役所 東京都千代田区神田保健所 柏市役所 東京中央郵便局・神田郵便局
法務局新宿出張所 東京電力(株)営業部 東京瓦斯(株)中央事業本部 JR 日本航空(株) 全日本空輸(株) (株)日本エアシステム 日本電
信電話(株)法人営業本部 日本放送協会 (社)日本銀行協会 よろず相談室 (社)生命保険協会 生命保険相談室 (社)日本損害保険協会 損害保
険相談室 住宅・都市整備公団 東京都私立中学高等学校協会 万世橋警察署 東京陸運支局 登録課

1. 公立小・中学校の転校の手続き

(P16・23)

〔 転出の手続き 〕

- ㊟㊦お引越しが決まったら、すぐ担任の先生に知らせます。
- 在学している学校から、在学証明書、教科書受給証明書を受け取ります。

〔 転入の手続き 〕

- ㊦区市町村役所で転入届を済ませてから、㊟新しい住民票を持って教育委員会へ行きます。
- 教育委員会で入学する学校の指定を受け、転入学通知書もらいます。
- ㊦指定された学校へ、㊟在学証明書、教科書受給証明書、転入学通知書を提出します。

2. 高等学校の転校の手続き (P16・23)

- ㊟㊦公立高校の転校は、都道府県によって異なりますので、くわしくは都道府県・教育委員会へお聞きください。

《東京都の場合》年3回、毎学期の終りに補欠募集を行っています。例年3月、8月、12月に、主な日刊新聞の都内版に詳細を公表しています。

応募の際の提出書類は、㊟願書、住民票記載事項証明書、転学照会書、在学証明書、成績証明書、単位修得証明書など。道府県により、随時、編入試験を実施しているところもあります。

- ㊟私立中学・高等学校は都道府県所在地（山形県は米沢市、滋賀県は近江八幡市）にある私立中学高等学校協会（地域により私学協会、私立中学高等学校連盟・連合会などの名称の所があります）に学校名、所在地、電話番号、学科別などを問い合わせ、編入を希望する学校へ直接手続きをとります。
東京都私立中学高等学校協会㊟03（3263）0541
大阪府私立中学校高等学校連合会㊟06（352）4761
愛知県私学協会㊟052（936）0680
- ㊟㊦国立大学付属中学・高等学校は、編入を希望する学校へ直接問い合わせます。

3. 住宅・都市整備公団の転居の手続き (P16)

- ㊦賃貸借契約解除届の用紙を団地管理事務所か管理人からもらいます。予告期間として2週間が必要です。
- 退去届提出の時、㊟家賃等の支払い状況の確認を受けます。
- 住宅の損傷状況の調査があり、修理負担額が決定します。
- ㊟電気・ガス・水道の領収書を管理人に提示し、料金支払いずみの確認を受けます。
- 荷物の運び出しが終わったら、㊟鍵を管理人に返します。
- ㊦転居先で公団住宅への入居を希望する場合は、住宅変更優遇制度があります。詳細については事前に公団にご相談下さい。

4. 電話移設の手続き (P17・21・23)

- ㊟お引越しの2週間程前に受持ちの電話会社へ電話で
㊦新旧住所、氏名、引越月日、移設希望日を申し出ます。
移設日を指定する場合は希望日の1～2週間前に申し込みます。（予約制なので早目に申込みましょう）
お引越当日は電話を使うことが多いので、お引越完了後に外すと便利です。

5. 電力会社の手続き (P17・21・22)

〔 転出の手続き 〕

- ㊟お引越しの2～3日前までに、領収書・検針票に書いてある電力会社の支社・営業所へ電話で連絡します。
連絡すること㊦住所、氏名、引越月日、転居先住所、領収書に書いてあるお客さま番号。

〔 当日 〕

- メーターを確認し、当日までの料金を精算します。
- 係員が万一引越時間に間に合わなかった場合、安全ブレーカーを下げて切っておきます。料金は転出先で精算します。

〔 転入の手続き 〕

- 安全ブレーカーのつまみを「入」にすると電気がつきます。
- ㊦安全ブレーカーについている申込書に、入居月日、住所、氏名、使いはじめたメーターの数字を記入して投函します。
- ㊟電気がつかなかったり、申込書がついていない場合は、電力会社へ連絡します。
- 東日本と西日本とでは、周波数（ヘルツ）が違いますので、モーターを使った電気器具やタイマーは、ヘルツの切り替えが必要です。切り替えのついていない場合は、部品の交換が必要ですから、使用前に電気店へ相談します。

6. ガス会社の手続き (P17・21・22)

〔転出の手続き〕

- ◎お引越しの2~3日前までに、領収書、検針票に書いてある、ガス会社の支社・営業所・サービス店等へ電話で連絡します。

連絡すること①住所、氏名、引越月日、転居先住所、領収書、検針票に書いてあるお客さま番号。

〔当日〕

- 検針して、メーターコックを閉鎖します。この日までの料金を精算します。臨時精算分については、現金精算になります。
- ガス器具を割賦でお求めの場合は、残額を精算します。

〔転入の手続き〕

- ◎お引越当日、または2~3日前に、転居先ガス会社に連絡し、①引越月日、新住所、氏名、旧住所およびそこで使用していたガスの種類を知らせます。転居先のガス会社へはできるだけ早く連絡し、新居ですぐ使えるよう手続きをします。

- ガス会社では開栓前に、検漏試験(ガスもれ試験)、燃焼試験(不完全燃焼などの防止)、器具の調整を行います。

現在、全国では13種類のガスが使われており、ガスに合わない器具は非常に危険です。使用前に器具の調整をしてもらいます。調整期間中は、ガス会社が調理用コンロやガスストーブを貸してくれます。

7. 水道局の手続き (P17・21・22)

〔転出の手続き〕

- ◎お引越しの4~5日前までに、領収書、請求書に書いてある支所・営業所へ電話で連絡します。

連絡すること①住所、氏名、引越月日、領収書、請求書に書いてあるお客さま番号及び引越先の住所。

〔当日〕

- 検針して、料金を精算します。但し、土・日の場合には検針に来てもらえない地域もあります。

〔転入の手続き〕

- ◎①入居する4~5日前までに、転居先の受持ち支所・営業所へ、②使用開始日、住所、氏名を連絡します。

(地域により、手続き方法が異なるところもありますので詳しくは管轄の水道局へ問い合わせして下さい。)

8. くみとりの手続き (P17・23)

〔転出の手続き〕

- ◎区市町村・環境部または清掃部へくみとりの依頼をし、料金を精算します。

〔転入の手続き〕

- ①転入届をすませてから、区市町村・環境部または清掃部の窓口で、新居の場所を地図で確認し、申し込みます。②印鑑を持参します。

9. 粗大ゴミの手続き (P18・23)

- 通常のゴミ回収車は、ルートごとに回収量が決まっており、大量のゴミは回収されないことがあります。回収は③市区町村の清掃担当に連絡し、役所が許可した処理業者の紹介を受け、依頼します。有料です。清掃工場へ持参する場合は、工場により引き取り時間が決まっている場合がありますので、問合せをして持ち込みます。無料です。地域によっては有料の場合があります。

10. NHKの手続き (P17)

〔住所変更の手続き〕

- ◎あらかじめ受信料領収証を用意して、NHKのフリーダイヤルへ連絡します。全国どこからでも通話料無料です。

(フリーダイヤル)0120-151515(9時~20時まで受付)

11. 区市町村役所の転出・入届の手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ①区市町村役所へ②印鑑を持参し、住民異動届を提出し、転出証明書を発行してもらいます。

〔転入の手続き〕

- ①新居へ移ってから14日以内に、転出証明書を新居地の区市町村役所へ提出し、転入届の手続きをします。
- ②印鑑、転出証明書。

12. 印鑑登録の消去と登録の手続き

(P18・23)

〔転出の手続き〕

- 区市町村役所へ転出届を出すと、印鑑登録は自動的に消去されます。印鑑登録証の③カードは窓口へ返します。

〔転入の手続き(東京都の場合)〕

- 転入届をすませてから、④登録する印鑑を持参し、印鑑証明登録申請を出します。(代理人の場合は委任状が必要)
- ①数日後、区役所から確認のハガキが本人あてに送られてきますので、本人か代理人(委任状が必要)が④登録する印鑑とハガキを窓口へ持参し、登録証(カード)を受けとります。印鑑証明は登録証をもらってからでないと発行されません。

印鑑証明がすぐ必要な場合は、すでに同じ区内で印鑑登録をしている人に保証人になってもらい、④保証人の印鑑証明書を添付して登録する方法。④運転免許証、パスポート、官公庁発行の身分証明書で、写真貼付・割印やラミネート加工されたもの等、本人を確認できる資料をそえて、登録する方法があります。

登録の方法は、区市町村により多少異なりますので、窓口へ行く前に確認してください。

13. 国民健康保険の手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- 区市町村役所へ、●保険証、印鑑を持参し移動届を提出して保険証を返却します。転出手続き (P7) といっしょにします。

〔転入の手続き〕

転入届の手続き (P23) といっしょに、新たに資格取得の手続きをします。届出は新居へ移ってから14日以内です。●印鑑。

14. 国民年金の住所変更の手続き

(P18・23)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ① 転入届をすませてから、転入先の区市町村役所へ14日以内に、●年金手帳と印鑑を持参して手続きをします。領収書を持参するか、何月分まで支払ったかを確認して窓口へいきます。

15. 老齢・通算老齢年金の手続き

(P18・23)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ⑦ 年金を受けている方は、新住所地の社会保険事務所で手続きをするか、または、住所・支払機関変更届に必要な事項を記入して、社会保険庁へ郵送します。変更届用紙は役所窓口にも置いてあります。

16. 母子・準母子・障害・遺児年金、 母子・準母子・障害・老齢福祉 年金の手続き (P23)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ① 転入届をすませてから、新住所地の社会保険事務所へ、●国民年金証書と印鑑を持参し、14日以内に住所変更の手続きをします。

17. 児童手当の手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ① 区市町村役所の児童手当担当窓口へ●印鑑を持参し、児童手当受給事由消滅届を出します。

転入手続きに必要な、前年度住民税の課税証明書、または所得証明書を発行してもらいます。

〔転入の手続き〕

- ① 転入届をすませてから、児童手当認定申請書を出します。●印鑑、住民税課税証明書、厚生年金、国民年金の記号・番号、振込銀行口座番号が必要です。

- ⑤ 東京都では、児童育成手当の制度がありますので、転入の際、内容について問い合わせます。

18. 母子手帳の手続き (P18・23)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ① 区市町村役所の衛生部 (課) へ、●母子手帳を持参し住所変更をします。

19. 畜犬登録の手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ① 区市町村役所または保健所へ●印鑑を持参し、廃犬届 (住所変更) を出します。

〔転入の手続き〕

- ① 区市町村役所または保健所で、旧畜犬鑑札メダル、狂犬病予防注射済証メダルを提出し、再登録の手続きをとります。

- ① 予防注射をしていない場合は、開業獣医か保健所で予防注射をすませて証明書を受け、保健所で済書を発行してもらってから届出をします。

20. 保健所の手続き (P23)

〔転出・転入の手続き〕

- ⑥ ① 結核登録をしている方は、管理カードの住所変更を届けます。

- ⑥ ① 結核、難病、精神病、公害補償、療育医療、育成医療、小児慢性疾患、妊娠中毒症などで公費負担を受けている方は、住所変更を届けます。

乳幼児健康診査 (3~4ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児) ・予防接種は、転入届を出すと区市町村役所より自動的に保健所へ連絡がいき、案内の通知が届くことになっています (念のため転居先保健所へ電話で連絡します)。

21. 郵便局・転居届の手続き (P23)

- ⑦ 新居の住所が決まったら、郵便局へ転居届を出します。転居届の用紙は郵便局または区市町村役所の窓口で備えてあります。届を出しておけば、1年間、旧住所あての郵便物を新住所へ転送してくれます。

届出用紙がない場合は、ハガキに新・旧住所、氏名、なつ印、家族・同居人氏名、転居月日を書いて、最寄りの郵便局へ郵送します。転居届は、転出局へ転送され郵便物が回送されます。

22. 郵便貯金の住所変更の手続き

(P18・23)

- ① ●郵便貯金通帳 (証書) と届出印鑑を持参して、住所変更をします。どこの郵便局でもできます。

23. 郵便局・簡易保険の住所変更の 手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ㊦㊧㊨集金を依頼している場合は、転出前に、簡易保険領収帳になつ印してある割印の取扱郵便局へ、
㊩新旧住所、氏名、集金日、証券番号を連絡します。郵便局から転居先の取扱い郵便局へ通知し、集金にいきます。連絡は、電話、ハガキ、集金人、窓口のいずれでもけっこうです。
- ㊪㊫窓口払込みの場合は、転出前に、取扱い郵便局へ連絡をし、新住居の受持局の指定を受け払い込みをします。
- ㊬㊭転出前に手続きのできなかった場合は、転居先の最寄り郵便局で受持局を調べてもらい、支払いをします（一部の特定郵便局では取扱いをしていません）。3ヵ月以上保険料を滞納すると失効になりますのでご注意ください。

24. 銀行・普通預金の解約・ 住所変更の手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ㊮転居先に同じ契約銀行の支店がある場合は、転出の前か後、いずれかの銀行窓口へ行き口座移転または住所変更の手続きをします。㊯届出印、口座番号、新旧住所、氏名が必要です。口座移転をすると口座番号が変わりますので、㊰旧キャッシュカードは返却し後日、新しいカードを受取ります。
- ㊱転居先に同じ銀行の支店がない場合は、転出前に現金を解約し㊲転居先の銀行に新しい口座を開きます。㊳キャッシュカードは解約の際返却します。

25. 銀行・定期預金の住所変更の 手続き (P18・23)

- ㊴定期預金は、満期までそのままにしておいてもかまいませんが、住所変更の届を出しておきます。㊵届出印、口座番号、新旧住所、氏名が必要です。

26. 銀行・公共料金などの自動引落 しの手続き (P18・23)

〔転出の手続き〕

- ㊶口座振替依頼をしている銀行窓口へ行き解約届を出します。

〔転入の手続き〕

- ㊷転居先で改めて口座振替依頼の手続きをします。㊸届出印、口座番号、住所、氏名が必要です。また、電気、ガス、水道等それぞれの料金領収書を持参するか、お客さま番号をメモしていきます。

27. 銀行ローン、クレジットの手続 き (P18・23)

- ㊹引落し口座が変わらない場合は住所変更、口座を変更する場合は口座変更の手続きをします。クレジットの住所・口座変更の手続きをすると、銀行からクレジット会社へ連絡されます。

28. クレジット会社の手続き (P18・23)

- ㊺転出前に、クレジット契約会社へ㊻新旧住所、氏名、クレジット会員番号を連絡します。口座引落し銀行、または口座番号が変わる場合は、その旨を連絡し、用紙の送付を受け銀行口座の変更届を出します。銀行でも手続きができます。

29. 不動産登記の住所変更の手続き

(P18・23)

- ㊼土地・建物を所有している場合は、法務局支局又は、出張所へ行き、登記簿甲区（所有者欄）の住所変更手続きをします。届出には㊽申請書、転居先住民票（住居を証明するもの）、印鑑（認印）が必要です。代書または知人に依頼する場合は、委任状が必要です。

30. 生命保険の住所変更の手続き

(P18・24)

〔転出の手続き〕

- ㊾㊿新居が決まったら、引越前に、電話で加入している保険会社の支社、営業所・代理店へ㋀新・旧住所、電話番号、契約者・被保険者氏名、転居の月日、保険証券の記号・番号を知らせます。文書で住所変更届が必要な保険会社もあります。
- ㋁団体月払契約の場合は、職場の生命保険担当者へ、お引越前に連絡します。
保険会社では、旧住所から新住所の支社または営業所へ連絡し、事務処理をします。住所変更をしないと、課税所得控除保険料証明書や満期の連絡ができなくなります。保険料の支払いがとどこおると、失効となるケースがありますので注意が必要です。

31. 火災保険・地震保険（建物・家財） の手続き（P18）

〔転出の手続き〕

- ㊟新居が決まったら、お引越前に、加入している保険会社（又は代理店）へ連絡し、保険契約に係わる変更手続きをとります。この手続きがなされないとい保険金が支払われないことがありますのでご注意下さい。

32. 自動車保険・傷害保険などの 住所変更の手続き（P18・24）

- ㊟自動車・傷害保険、その他の傷害保険についても、加入している保険会社（又は代理店）へ連絡のうえ、住所変更の手続きをとります。

33. 株券の住所変更の手続き

（P18・24）

- ㊟㊦最寄りの証券会社または株券所有の会社で住所変更届用紙をもらい、新旧住所・氏名を記入し、株主担当へ送付します。

34. ペット輸送の手続き（P18）

- ㊟小犬・鳩・猫などの小動物を、手回り品料金（260円）がかかり、次のような制限があります。
 - 長さ70cm以内、縦+横+高さ=90cm以内の容器に入れること。
 - 容器をふくめて重量が10kg以内であること。
 - 100km程度の距離であること。（乗り換えがある場合）

区間、列車などに制限がありますので、あらかじめ駅へ相談します。

- ㊟航空便で送る時は、各航空会社の空港貨物課へ出発の前日までに電話予約し、当日空港へ連れていきます。ペットゲージは4～5種類あり、大型犬から室内犬・猫まで大きさに合った容器を貸してくれます。（貸出料500円前後）

㊟予約の際はペットの種類、大きさ、搬入時間、フライト便名を申し出ます。始発・最終便は取扱いをしません。空港から空港までの取扱いですから、当日中に引きとります。運賃は前払いです。

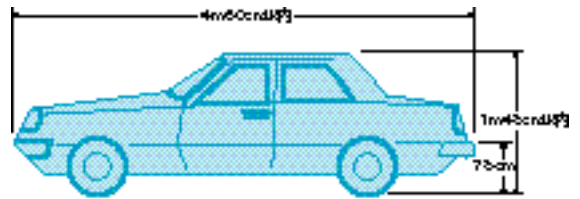
- 熱帯魚や淡水魚を送る時は、大き目のビニール袋に、水を $\frac{1}{2}$ か $\frac{1}{3}$ 入れ、酸素を吹き込んで口を密閉し、段ボールに入れて荷造りをします。熱帯魚は水温が下らぬよう発泡スチロールなどの保温材で防護します。酸素はデパートのペット売場で詰めてくれますが、ない場合は、エアポンプを荷造り直前まで回して、できるだけ多く酸素を水に溶け込ませます。密閉すると水が腐敗しやすくなりますので、荷造りをする前には、2～3日エサを与えず排泄物を出させます。

35. 乗用車回送の手続き（P18）

- ㊟乗用車の回送は、路上を走る陸送、貨車・トラック（キャリアカー）・フェリー・船・飛行機で運ぶ方法などがあります。日通では輸送距離や行先、お客さまのご希望に合わせて最適の方法で回送を行っています。

㊟回送の申込みは、㊟車種、引取りの日時、場所、着地の住所。料金は回送距離により異なります。回送料のほかに引取り料、保険料が加算されます。燃料代は回送料に含まれていますので、引取りの際タンクの燃料の量を確認し、受領の時同量を入れて返してもらいます。

回送方法は、例えば東京 - 大阪はキャリアカー、東京 - 九州・北海道・四国はフェリー、東京 - 北陸・名古屋・東北は陸送などと地域により異なります。飛行機で運ぶ場合は車の大きさと、ジャンボジェット機の飛んでいる幹線のみという制限があります。大きさは、最大の高さ1m48cm以内、さらに地上から78cmの高さの所で長さが4m60cm以内となっています。飛行機に乗せる時にガソリンを抜き、バッテリー - のタ - ミナルを外します。料金は昼間便割引運賃を適用すると陸送とほぼ同じという区間もあり、空港からすぐ乗れる利便性があります。



また時期は限定されますがカートレインが運行されています。

予約はJRの旅行センターで受け付けています。但し利用についてはお客様の寝台列車同乗が条件となります。

36. 運転免許証の住所変更の手続き

（P24）

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ㊟同じ都道府県内で引越しをした場所は、転居先の最寄りの警察署交通課へ㊟免許証、住民票の写しを持参し、住所変更の届をします。
- ㊟他の都道府県から引越しをした場合は、㊟免許証、住民票の写し、写真1枚を持参し住所変更の届をします。
- 免許証が更新期間内に入っている場合は、運転試験場で更新と住所変更を同時に申請します。

37. 自動車の登録変更の手続き

(P24)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- 登録変更は、転居先の所轄警察署で車庫証明をもらい、管轄の陸運支局で手続きをします。
- ①車庫証明は、車庫の所在地を管轄する警察署に保管場所証明申請書、保管場所の所在図及び配置図、使用権原疎明書面（保管場所使用承諾証明書、駐車場の（賃）貸借契約書の写しなど）を提出します。
- 車庫証明書は、申請してから概ね7日以内で発行されますので、指定日に窓口で受領します。
- ①同じ陸運支局管内で住所が変わる場合、ナンバーは変わりません。所轄の陸運支局へ、●車検証、新しい住民票、車庫証明書、印鑑を持参し、手続きをします。
- ①他の陸運支局管内へ転居した場合、ナンバーが変わります。転居先の所轄陸運支局へ●登録変更をする車と車検証、住民票、車庫証明書、印鑑を持参し、手続きをします。
- 車の所有者以外の方が申請する場合は、所有者の委任状。所有者がディーラーなどになっている場合は、ディーラーの委任状が必要です。
- ①保管場所変更後、所轄の警察署で保管場所証票（費用は500円）の交付を受けて、自動車の窓ガラスに貼付する。

38. 自動二輪車（251cc以上）の登録変更の手続き (P24)

- ①記載変更の手続きは、自動車の登録変更と同じです。車庫証明書は必要ありません。

39. 軽二輪車（126cc～250ccまで）の記載変更の手続き (P19・24)

〔転出の手続き〕

- ①記載変更の手続きは、自動二輪車の記載変更と同じです。

〔転入の手続き〕

- ①同じ陸運支局管内で住所が変わる場合、ナンバーは変わりません。所轄の陸運支局へ、●届出済証、新しい住民票、自動車賠償責任保険証、所有者の印鑑を持参し、記入申請の手続きをします。
- ①他の陸運支局管内へ転居した場合、転居先の所轄陸運支局へ、ナンバープレート、届出済証、新しい住民票、自動車賠償責任保険証及び所有者の印鑑を持参し、記入申請の手続きをし、新しいナンバープレートと届出済証を受けます。

40. 原動機付自転車（50cc～125ccまで）の登録変更の手続き

(P19・24)

〔転出の手続き〕

- ①他の区市町村へ転居した場合、転居前に区市町村役所へ、●ナンバー、標識交付証明書、印鑑を持参し、いったん廃車届を出し、廃車控を受領します。
同じ区市町村内で住所が変わる場合は、転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

- ①同じ区市町村内で住所が変わる場合、ナンバーは変わりません。区市町村役所・税務課へ、●標識交付証明書、印鑑を持参し、住所変更をします。
- ①他の区市町村へ転居する場合、転居先の区市町村役所・税務担当窓口へ、●廃車控、新しい住民票、印鑑、車体に打刻してあるフレーム番号の石ずり（紙をフレーム番号に当てて、上からエンピツでこすり、ナンバーを浮き出させる）を持参し、ナンバープレートと標識交付証明書を受けます。

41. 軽自動車の住所変更の手続き

(P24)

転出の手続きは不要です。

〔転入の手続き〕

転居先の所轄の軽自動車検査協会へ行き、住所変更の申請をします。

- ①同じ検査協会管内で住所が変わる場合、●新しい住民票、印鑑、車検証を持参し、記入申請書、税申告書に記入し住所変更の申請をします。
- ①他の検査協会管内へ転居した場合、●ナンバー、新しい住民票、印鑑、車検証を持参し申請します。
車の所有者が違う場合は、記入申請書の用紙をあらかじめ用意し、所有者欄印鑑をなつ印のうえ出向きます。

他の都道府県から引越してきた場合は、旧住所の軽自動車税の台帳を抹消のため、税申告書の提出が必要です。税申告の窓口でご相談下さい。

変更手続き後、保管場所変更届を警察署に提出し、保管場所証票（費用は500円）の交付を受けて、軽自動車の窓ガラスなどに貼付する。（転入先が東京23区、大阪市内及び人口30万人以上の都市の場合）